

日本テコンドー協会試合法 全日本F T大会予選会一部試合参加資格法

2013年5月29日
日本テコンドー協会
理事長 河 明生

日本テコンドー協会（JTA）の技術的最高峰は、全日本フルコンタクト・テコンドー選手権大会（全日本F T大会）である。

全日本F T大会の出場選手および推薦選手の選考は、
JTA 公式戦の一部組手試合および一部蹴武の型試合において実施されており、
日々の地道な稽古に励み、一生懸命努力した門人・会員が、優勝・入賞し、選抜されて出場すべきである。

しかし、遺憾ながら、一部組手で優勝しているながら出場を辞退するという者が1年に1名程、稀に現れる。
全日本F T大会の出場する意思がないのなら、一部の試合に参加すべきではない。
全日本F T大会の出場を目標に定めて地道な努力をし、
選抜されれば確実に参加するという強い意思を有する門人・会員に機会を与えるべきである。

他方、JTA七大精神・第3条において「我々は、礼儀と信義を重んじること」と明記している。
ゆえに、各大会要項に明記されている決まり事を守らなければならない。
JTAの公式試合、とりわけ組手試合は格闘技の試合であるため定められたルールを守らなければならない。
ニューヨーク市の事例（僅かな落書きを放置すると犯罪が増加し、それを消せば犯罪が激減するのと）同様、
些細なことであっても私情を挟んで例外を認めると漸次要求がエスカレートし、
秩序が乱れて誰もルールを守らなくなり、結果として死亡事故等につながる恐れがあるからである。

JTAが他の武道団体と異なるのは、武道で学んだ価値観を日常生活に応用することにある。
不祥事続きの武道団体・格闘技団体のように、特殊な価値観をもち、強さだけを追求してはならないのだ。
われわれは、国家・社会の構成員として定められたルールを遵守するという正しい価値観、
とりわけ遵法主義をJTAの活動を通じて再確認すべきである。
そのためにも、自主的に定められたJTA内部のルールを守ることが大切なのだ。
ここに、JTA試合法－「全日本大会予選会一部参加資格法」を明記する。

記

第1条 JTA公式戦の一部組手試合および一部蹴武の型試合の参加資格

- 1, 全日本FT大会の予選会・一部の試合は、地道な稽古を通じて訓練し、精神及び肉体を鍛錬した選手の中、全日本FT大会に選抜された場合、確実に参加するという強い意思を有している選手に限る。
- 2, JTA法および各大会要項に記載されている決まり事を遵守しなければならない。
 - ① JTA有段者道衣をかならず着用しなければならない。
 - ② すでに提出された参加申込書に記載されたエントリー種目の変更は認められない。

たとえば、一部組手にエントリーしたが、怪我をしたため、一部蹴武の型へのエントリーの変更を当該実行委員長に陳情することは認められない。体調管理も試合である。
エントリー選手の個々の事情を斟酌しては大会は成り立たない。
すでに対戦表を作成し、保険等の名簿を保険会社に提出しているので、棄権することが正しい。
 - ③ その他定められた決まり事
- 3, 全日本FT大会は、有段者の大会である。

よって、一部の試合に参加する選手は、年内に昇段審査を受験する選手でなければならない。
同大会前月までに昇段していない選手は、全日本FT大会に参加することはできないからである。

第2条 上記に違反した者は次のように処分する。

- 1, 予選会の結果、全日本大会に選抜されながら、正当な理由（第3条第1項参照）なく辞退した者は、今後、一切、公式試合への出場を禁止する。
- 2, 正当な理由（第3条第2項参照）なく、JTA有段者道衣を着用しない者の一部試合の参加は認めない。

その場で主審が失格宣告をする。参加費は返却しない。
- 3, その他、JTA法および各種大会要項に記載通り、違反した場合は、私情をはさまず公正に失格を宣告する。

参加費は返却しない。

大会要項に記載されていない問題が生じた場合、大会会長または実行委員長が公正に処理するものとする。

第3条 正当な事由等

1, JTA七大精神・第4条において「我々は、家族に感謝し、孝を心がけること」を明記しており、試合前あるいは当日に起こりうる次の事項については、正当な理由として棄権を認める。

(1) 本人または家族の病気・入院等

(2) 本人または家族の不慮の事故

(3) 女子の場合、本人の妊娠または妻の出産

(4) その他、家族に緊急性を要する問題が生じた場合

(5) 仕事や学業等の理由は正当な事由とはならない。

上記を理由に全日本大会を棄権する選手は、他の競技ではほとんど聞いたことが無い。

(6) 上記の正当な事由による欠場であっても一度納めた参加費は返却しない。

2, 大会要項禁止事項の例外

(1) JTA有段者道衣の着用

イ) 高校生以下の場合、家庭の経済的状況を考慮し、色帯道衣での参加を認める場合がある。
その場合、保護者から理由書(様式随意)を大会主催者に提出しなければならない。

ロ) 指定業者ITAにJTA有段者道衣の在庫がない場合は参加を認める。

(2) 大会主催者および実行委員長が、エントリー選手のキャリアやレベル等を考慮し、大会要項とは異なる対戦を本人の同意を得て成立させる場合がある。

たとえば、J T Aの色帯ではあるが、他流派テコンドーの有段者であり、それ相応の実績を残している選手が、二部や三部の試合に参加すると技術力の格差があり危険と主催者が判断した場合、本人に打診し、一部に挑戦を希望する場合に限り、一部に参加させる場合がある。ただし、その場合、昇段の見込みがない場合は、優勝しても全日本F T大会の出場権は与えない。

(3) その他

3, 全日本F T大会の非有段者の特別参加の廃止

第24回全日本F T大会（2013年11月30日開催）より、非有段者（団体戦型における茶帯、昇段保留者）の特別参加を廃止する。

過去の事例をみると、非有段者で参加した者が、問題を起こしている。
なお、昇段審査受験中の場合、非有段者であっても予選会への参加は認める

本法は、2013年6月より施行する。